

反社会的勢力ではないことの表明・確約

熊谷商工信用組合 御中

私（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）又は代理人が、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このでんさいサービス利用契約が停止され、又は通知によりこのでんさいサービス利用契約が解約又は停止されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。又、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、私がその損害額をお支払いいたします。

① 私又は代理人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」をいう。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と密接な関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と密接な関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められ、又はそのように認められる者と密接な関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と密接な関係を有すること。
5. 役員又は経営に実質的に関与している者において暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 私又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、若しくは貴組合の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上